

【参考】営業所専任技術者・現場技術者（監理技術者・主任技術者）となり得る国家資格等

◎特定建設業の営業所専任技術者（または監理技術者）となり得る国家資格等

○一般建設業の営業所専任技術者（または主任技術者）となり得る国家資格等

→特定建設業の営業所専任技術者（または監理技術者）となり得る国家資格等を有する者は、一般建設業の営業所専任技術者（または主任技術者）となり得る。

根拠法令等	試験・検定等	区 分			建設業の種類											
		資格区分	種別	種別	土	建	電	管	ほ	塗	防	通	園	水	消	
建設業法	技術検定	1 級建設機械施工技師			◎					◎						
		2 級建設機械施工技師（第1種～6種）			○					○						
		1 級土木施工管理技士			◎					◎	◎				◎	
		2 級土木施工管理技士（土木）	種別	土木	○					○					○	
				鋼構造物塗装							○					
		1 級建築施工管理技士					◎			◎	◎					
		2 級建築施工管理技士（建築）	種別	建築		○										
				仕上げ							○	○				
		1 級電気工事施工管理技士						◎								
		2 級電気工事施工管理技士						○								
		1 級管工事施工管理技士							◎							
		2 級管工事施工管理技士							○							
1 級造園施工管理技士												◎				
2 級造園施工管理技士												○				
建築士法	建築士試験	1 級建築士														
		2 級建築士														
技術士法	技術士試験	建設・総合技術監理（建設）			◎			◎					◎			
		建設・「鋼構造及びコンクリート」総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）			◎			◎						◎		
		農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）			◎											
		電気電子・総合技術管理（電気電子）					◎						◎			
		機械「液体工学」または「熱工学」・総合技術監理（機械「液体工学」または「熱工学」）						◎								
		上下水道・総合技術監理（上下水道）						◎							◎	
		上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）						◎							◎	
		水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）			◎											
		森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）												◎		
		森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）			◎									◎		
		衛生工学・総合技術監理（衛生工学）						◎								
		衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）						◎							◎	
衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）						◎							◎			
電気工事士法 電気事業法	電気工事士試験 電気主任技術者国家試験等	第1種電気工事士						○								
		第2種電気工事士	合格後の実務経験	3年				○								
		電気主任技術者（1種・2種・3種）	合格後の実務経験	5年				○								
電気通信事業法	電気通信主任技術者試験	電気通信主任技術者	合格後の実務経験	5年								○				
水道法	給排水装置工事主任技術者試験	給水装置工事主任技術者					○									
消防法	消防設備士試験	甲種消防設備士													○	
		乙種消防設備士													○	
職業能力開発促進法	技能検定	冷凍空調和機器施工・空気調査設備配管					○									
		給排水衛生設備配管					○									
		配管（選択科目「建築配管作業」）・配管工					○									
		塗装・木工塗装・木工塗装工									○					
		建築塗装・建築塗装工									○					
		金属塗装・金属塗装工									○					
		噴霧塗装									○					
		路面標示施工									○					
		造園												○		
防水施工										○						
その他		建築設備士（注1）	合格後の実務経験	1年			○	○								
		計装（注2）	合格後の実務経験	1年			○	○								

（注1）建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいいます。

（注2）建築物に計測装置等を装備する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には社団法人日本計装工業会が行う1級の計装士技術審査が該当します。